



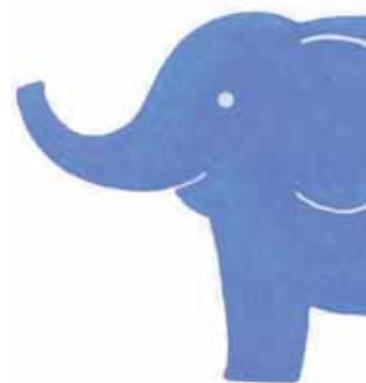
税源移譲

平成19年から税源移譲によって あなたの住民税が変わります

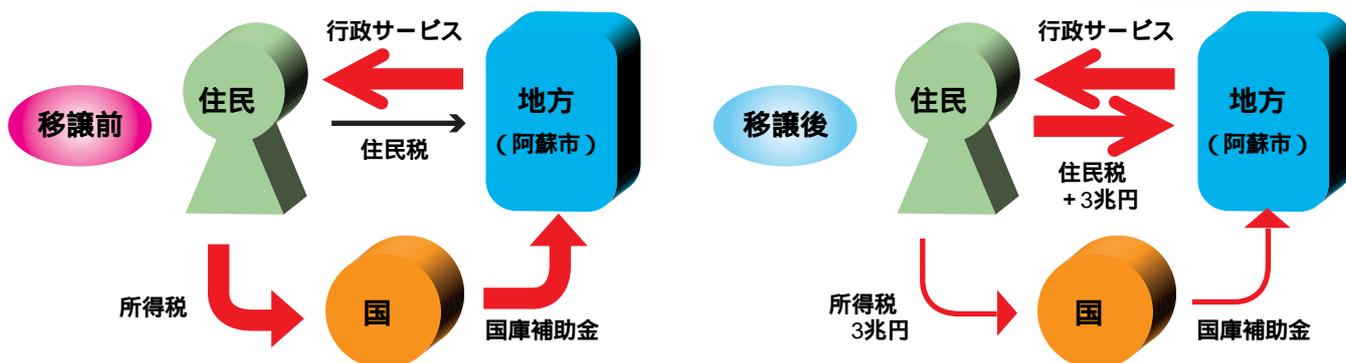
より身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われます。

「地方にできることは地方に」という方針のもと進められている三位一体改革。地方団体は国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、その行政システムは必ずしも自主性が高いとはいえません。

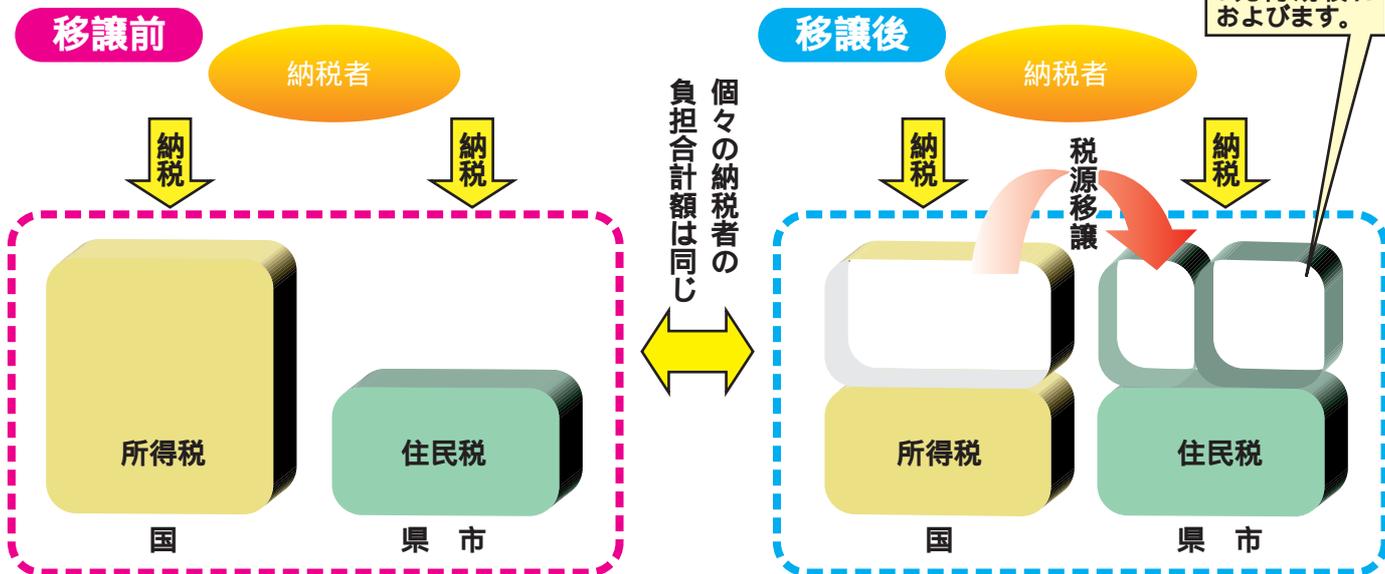
このため、地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう国税から地方税へ、税そのものの形で3兆円の税源移譲をすることになりました。



税金の流れ



納税者の税負担については、税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため、実際の税負担は変わりません。



税務課からのお知らせ

税源移譲後は所得税の税率も変わります。

移譲前

所得 税	
課 税 所 得	税 率
~ 330万円	10%
330万円 ~ 900万円	20%
900万円 ~ 1,800万円	30%
1,800万円 ~	37%

移譲後

所得 税	
課 税 所 得	税 率
~ 195万円	5%
195万円 ~ 330万円	10%
330万円 ~ 695万円	20%
695万円 ~ 900万円	23%
900万円 ~ 1,800万円	33%
1,800万円	40%

その他

定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。（所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から）

平成18年

所得税：税額の10%相当額を減税
住民税：税額の7.5%相当額を減税



平成19年

所得税：平成19年1月分から廃止
住民税：平成19年6月分から廃止

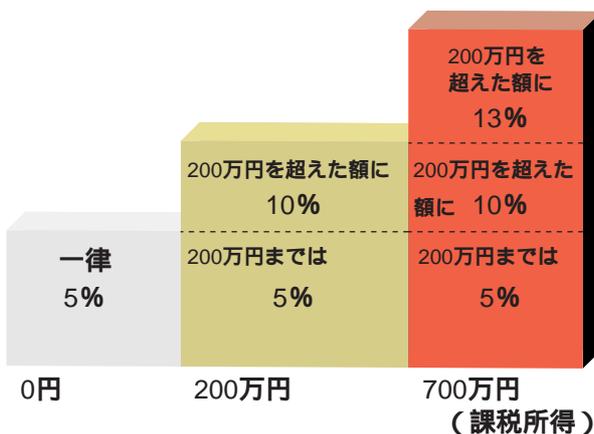


住民税（市・県民税）所得割の税率が10%に統一されます。

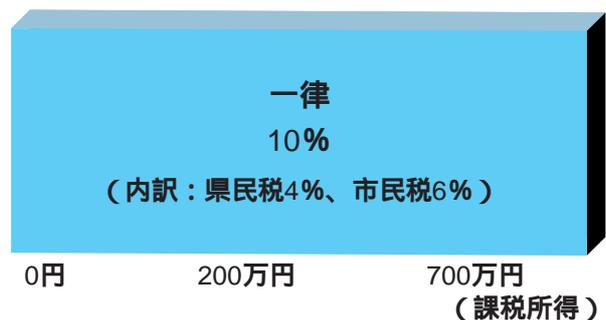
住民税所得割の税率は従来3段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないに関わらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました。

これによって高額所得者の多い地域に税収が集中することなく税源移譲が可能となります。この改正は、平成19年6月徴収分から適用されます。

これまでの税率



これからの税率



【問い合わせ先】税務課市民税係

22-3148

実際の税額は、この他に人的控除の差に対応した減額措置が講じられます。